

# 鳥取県福祉のまちづくり推進協議会 整備基準専門委員会

---

(第2回)

日時:令和3年8月30日(月)10:00～

場所:災害対策室(第2庁舎3階)

オンライン併用

# 次第

---

## 1 あいさつ(住まいまちづくり課長)

## 2 議題

- ① 他県のバリアフリー条例の制定状況
- ② バリアフリー化の推進(適合率の向上)について
- ③ 整備基準の見直しについて
- ④ 弱視(ロービジョン)者への配慮
- ⑤ 既存建築物の利活用の推進

## 3 今後の予定

# 整備基準専門委員

(敬称略・順不同)

<凡例> ※福祉のまちづくり推進協議会委員兼務

区分	氏名	所属・役職
施設利用者	岡 享弘※	県老人クラブ連合会理事
//	足羽 賢治※	倉吉市身体障害者福祉協会事務局長
//	高塚 千春※ WEB	県聴覚障害者協会理事
//	藪田 和利※	県視覚障害者福祉協会理事兼東部支部長
//	(欠)山崎 満江※	県介護福祉士会参与
//	(欠)朝野 みどり※	(特非)就労支援センター和貴の郷生活支援員
//	西尾 恵子	山陰網膜色素変性症協会
施設提供者	松浦 秀一郎※	県ハイヤー・タクシー協会
//	米原 哲男※	県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局長
//	信夫 正人	県飲食生活衛生同業組合副理事
//	(欠)米本 恵美	東宝企業(株)業務部主任
//	畑山 洋子	県美容業生活衛生同業組合
//	西尾 浩一郎	県中小企業団体中央会事務局企画振興部次長
//	前田 真教 WEB	日本賃貸住宅管理協会中国ブロック県支部長
建築団体	塚田 隆※ WEB	県建築士事務所協会副会長
特定行政庁	尾坂 和昭	鳥取市都市整備部次長兼建築指導課長
学識経験者	天野 圭子※	米子工業高等専門学校総合工学科准教授
オブザーバー	光岡 芳晶 WEB	(特非)すてっぴ理事長

# 事務局名簿

所属	職名	氏名
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局	局長兼 課長	丸山 真治
// // 福祉保健課	課長補佐	三浦 敏樹
// // //	主事	森岡 小織
// 生活環境部くらしの安心局 住まいまちづくり課	課長	前田 弘信
// // // 景観・建築指導室	室長	森山 倫男
// // // //	課長補佐	柏木 将吾
// // // //	係長	小谷 良和
// // // //	建築技師	太田 史夏

# 検討項目 他県のバリアフリー条例の制定状況

## ①他県比較結果

○用途追加し・規模を引き下げしている都道府県

(14都府県)

岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、石川県  
京都府、大阪府、兵庫県、**鳥取県**、徳島県、大分県、熊本県

○複数用途で規模を「全ての用途(0㎡以上)」に引き下げている都道府県

(5都府県)

埼玉県、東京都、大阪府、兵庫県、**鳥取県**

○代表的な用途を一般基準面積で比較

⇒次頁参照

# 検討項目 他県のバリアフリー条例の制定状況

特別特定建築物	適用面積				
	鳥取県	埼玉県	東京都	大阪府	兵庫県
学校 (各種学校除く)	全て	全て	全て	全て	全て
物品販売業を営む 店舗等	100m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	500m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>
ホテル又は旅館	200m <sup>2</sup> か つ10室	200m <sup>2</sup>	1000m <sup>2</sup>	1000m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>
共同住宅	1000m <sup>2</sup>	2000m <sup>2</sup>	2000m <sup>2</sup>	2000m <sup>2</sup> 又 は20戸以 上(※)	2000m <sup>2</sup> 以上 又は21戸以上
老人ホーム等	100m <sup>2</sup>	全て	全て	全て	全て
体育館(一般的、 遊戯施設除く)	全て	500m <sup>2</sup>	1000m <sup>2</sup>	1000m <sup>2</sup>	全て
飲食店	100m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>

※ただし、2000m<sup>2</sup>未満かつ20戸から49戸においては、地上階にある住戸の出入口(地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口)までのバリアフリー化のみ求める。

# 検討項目 他県のバリアフリー条例の制定状況

【凡例】 ◎…設置義務あり ×…設置義務なし

独自のバリアフリー基準	都道府県名				
	鳥取県	埼玉県	東京都	大阪府	兵庫県
ベビーチェアの設置	◎	◎	◎	◎	◎
ベビーベッドの設置	◎	◎	◎	◎	◎
大型ベッドの設置	◎	×	×	×	×
多目的トイレ以外にオストメイト設備とオムツ替え設備の設置	◎	×	×	×	×
ホテル・旅館	車いす利用者用客室	◎	◎	◎	◎
	聴覚障がい者用客室	◎	×	×	◎
車いす利用者駐車場屋根	◎	×	×	×	×
案内設備付近に回転灯・電光掲示板等の設置	◎	×	◎	×	×
浴室等の基準追加(床のすべりにくい仕上げ、浴室等の手すり、出入口幅、段差他)	×	×	◎	◎	◎

# 検討項目 他県のバリアフリー条例の制定状況

【凡例】 ◎・・・設置義務あり ×・・・設置義務なし

独自のバリアフリー基準	都道府県名				
	鳥取県	埼玉県	東京都	大阪府	兵庫県
敷地内と前面道路の点字ブロックの接続	◎	×	×	×	×
屋外への出入口の庇等の設置	◎	×	×	×	×
出入口へ音声誘導装置の設置	◎	×	×	×	×
階段へ両側手摺の設置	×	◎	◎	×	◎
階段踊り場への手すり設置	×	×	×	×	◎
回り階段の禁止	×	×	×	×	◎
授乳、オムツ替ができるスペースの設置	◎	◎	◎	◎	◎
乳幼児の預かりスペースの設置	◎	×	×	×	×
廊下休憩スペースの設置	◎	×	×	×	×
エレベーター等による段差解消	用途により0㎡以上から対象	用途により0㎡以上から対象	用途により0㎡以上から対象	500㎡以上から対象	2,000㎡以上から対象



# 今回の委員会で前回の会議後に頂いた意見を踏まえて審議する検討内容

## 検討1 バリアフリー化の推進(適合率の向上)

- ・平成28年の条例改正では、適合率70%を目標に掲げて見直しを行ったが、達成できてない。

適合率 60%(H21~H25) ⇒ 61%(H28~R2)

## 検討2 整備基準の見直し

- ・施設利用者、施設提供者、設計者等の提案への対応
- ・多目的トイレの機能分散化の促進、屋根付き駐車場の普及促進

## 検討3 弱視(ロービジョン)者への配慮

- ・見えづらさに配慮した施設整備を促進

## 検討4 既存建築物の利活用の推進

- ・空き家、空きビルの増加・老朽化が、景観を阻害し、地域の価値を引き下げている
- ・空き家等の利活用とバリアフリー化推進を両立させる検証が必要

# 検討項目 1 バリアフリー化の推進

## 要望・提案内容

○平成28年の条例改正では、適合率70%を目標に掲げて見直しを行ったが、達成できてない。

適合率 60%(H21~H25) ⇒ 61%(H28~R2)

## 頂いたご意見

(光岡オブ)全ての建築物をできる限りバリアフリー化する目標に向け80%を検討する。

(岡委員)適合率を上げるために適用面積を引下げるべきではない。現状のままで良いのでは。さらに補助金制度の拡充と周知を徹底し、バリアフリー化を推進する。

(朝野委員)適用面積を引下げれば施設等の負担になる意見に同感する。

(前田委員)事務局案である共同住宅の1階のみをバリアフリー化とする場合のコストは。

(西尾浩委員)新型コロナ感染の影響を受け飲食や宿泊業を中心に企業は厳しい状況であるので適用面積の引下げと補助金のワンセットで検討すべき。

# 検討項目 1 バリアフリー化の推進

## 見直しの方向性

- 適合率は、バリアフリー化を図る1つの指標であり、引続き向上に向けて必要な措置を講じる必要があるが、各用途の適用面積の適否検討を優先すべきと考え、その結果を踏まえ適合率を設定してはどうか。
- 県では、従来より補助金制度を設け事業者に整備費の一部を助成しているが、小規模施設になれば工事費に占めるバリアフリー化費用が増えると思われる。
- <事務局案>
- 過去5年間(H28年からR2年)の建築実績により**高齢者、障がい者等の利用が多いと見込まれる用途や適合率が低い用途施設に重点を置いて適合面積の引下げを行うこととする。概ね適合率の1割の引上げを目指すこととする。**
- 引下げを行う場合、補助金の見直しの検討も同時に行う。

### 《適合率表》

H28適合率 (H21~H25)	【今回】R3適合率 (H28~R2)	適合率予想 (目標)
60%	61%(+1%)	70%(+9%)

# 検討項目 1 バリアフリー化の推進

## 見直しの方向性

《高齢者、障がい者が利用する見込みの多い施設用途の引下げ案》

用途	現行規定	見直し案
老人ホーム、福祉ホーム、保育所、老人福祉センター	100㎡以上	全て
公衆便所	50㎡以上	全て
共同住宅	1000㎡以上	500㎡かつ3階以上 ※1階住戸(住戸の1割以上)を準移動等円滑化経路(バリアフリー化)とし、1000㎡まではエレベーターの設置を免除

《適合率が低い用途施設の引下げ案》

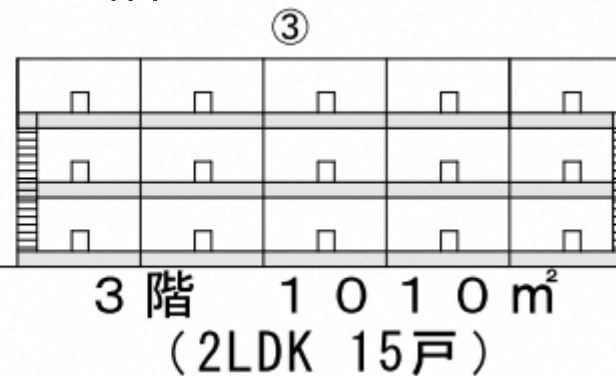
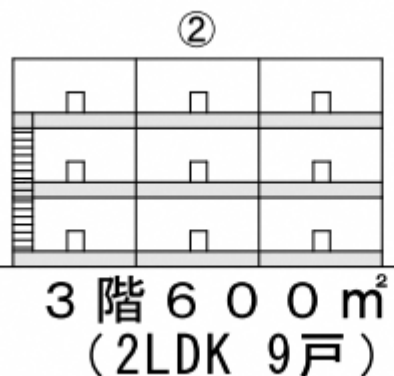
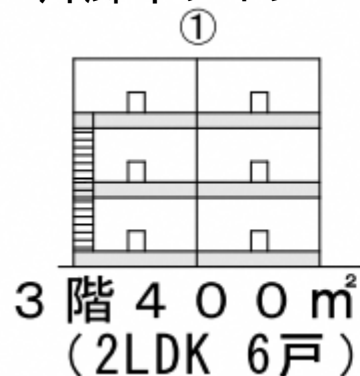
用途	現行規定	見直し案
クリーニング	100㎡以上	50㎡以上
理美容院	200㎡以上	100㎡以上

# 検討項目 1 バリアフリー化の推進

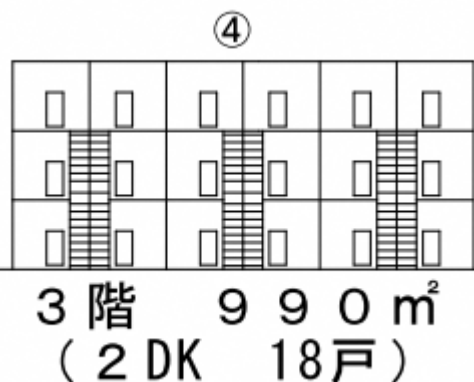
## 見直しの方向性《共同住宅の事例》

《片廊下タイプ》

《500㎡かつ3階以上》



《階段室タイプ》



番号	EVの設置 (変更なし)	1階のバリアフリー (1割以上)	
	現行規定	現行規定	見直し案
①	不要	不要	不要
②	不要	不要	必要
③	必要	必要	必要
④	不要	不要	必要

《参考コスト》

スロープ新設価格 約60万円(手すり含む、階床高さ64センチの場合)

# 今回の委員会で前回の会議後に頂いた意見を踏まて審議する検討内容

## 検討1 バリアフリー化の推進(適合率の向上)

- ・平成28年の条例改正では、適合率70%を目標に掲げて見直しを行ったが、達成できてない。

適合率 60%(H21~H25) ⇒ 61%(H28~R2)

## 検討2 整備基準の見直し

- ・施設利用者、施設提供者、設計者等の提案への対応
- ・多目的トイレの機能分散化の促進、屋根付き駐車場の普及促進

## 検討3 弱視(ロービジョン)者への配慮

- ・見えづらさに配慮した施設整備を促進

## 検討4 既存建築物の利活用の推進

- ・空き家、空きビルの増加・老朽化が、景観を阻害し、地域の価値を引き下げている
- ・空き家等の利活用とバリアフリー化推進を両立させる検証が必要

## 検討項目 2 整備基準の見直し【トイレ1】

### 要望・提案内容

#### 【要望】

トイレにパトライト等の非常用警報灯や文字で情報表示できる電光掲示板を設置。

#### 【背景】

聞こえない・聞こえにくい人にとって非常時にどういった事象が発生したのか視覚的に把握できることが必要。

#### 【現行基準】

官公署施設の全て及び2千㎡以上の車両ターミナル施設で案内設備の近くに設置が必要(前回の改正にて規定。トイレの設置義務はなし)

### 頂いたご意見

#### (高塚委員)

- ・パトライトは全個室から気づけるよう、死角にならない位置に設置。
- ・電光掲示板の設置位置も同様に死角にならない位置に設置。
- ・多目的室にも設置が必要。

# 検討項目 2 整備基準の見直し【トイレ1】

## 見直しの方向性

- 地震などの広域な災害に係る情報伝達は、既に携帯電話事業者や県(あんしんトリピーメール)などが速やかに伝達される仕組みを提供しているが、建物内部に限定した火災情報などはカバーできない。
- ただし、建築内の全てのトイレの便房に電光掲示板の設置が必要となり、設置費も高価であるため建築主の負担も増大し現実的には困難と思われる。
- 代替として特定の用途かつ一定規模以上の床面積については、**非常用警報灯の設置**のいずれかを義務付ける。
- また、IoT(モノのインターネット:モノをインターネットにつなぐこと)やDX(デジタルトランスフォーメーション)の技術を活用し、普及率が高いスマートフォンを利用した新たな方策も検討する。(全ての利用者がスマートフォンを利用していないが状況は改善)



### 《整備事例》

トイレ内の非常用警報灯 (フラッシュライト)  
(国マニュアルより)



# 検討項目 2 整備基準の見直し【トイレ1】

## 見直しの方向性

### <事務局案>

- IoT(モノのインターネット)やDX(デジタルトランスフォーメーション)の技術を活用し、普及率が高いスマートフォンを利用した新たな方策を検討する。
- 非常用警報灯は、高齢者、障がい者等の利用が多いと見込まれる用途や集客施設の用途施設に適用する。
- 非常用警報灯の補助金を創設し設備の設置を促進する。

### ≪非常用警報灯の設置基準の新設案≫

用途	現行規定	変更案
特別支援学校、病院、劇場、集会場、物販店、ホテル※、保健所等の官公署、老人ホーム等、体育館、遊戯場、博物館、車両停車場等	無し	1000㎡以上

※ホテルは、共用部のトイレが対象

≪参考コスト≫ ※規模や仕様により異なる

電光掲示板・・・1百万円以上/台(エクシオテック)

非常用警報等・・・10万円/トイレ1か所(警報灯5か所。配線費用除く)

## 検討項目 2 整備基準の見直し【トイレ2】

### 要望・提案内容

#### 【要望】

多目的トイレの大型ベットの設置数が少ない。

#### 【背景】

大型ベットは介助による着替え、おむつ替え、排せつ等を行う際に使用されるもので、設置要望が増えている。

#### 【現行基準】

規定面積以上の建築物を整備する場合、円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設置し、出入口にその旨の表示を行うこと。

### 頂いたご意見

- ・(光岡オブ)設置の義務付け面積の引下げ

## 検討項目 2 整備基準の見直し【トイレ2】

### 見直しの方向性

#### <事務局案>

- 前回の改正時に障がい者等の利用頻度が多いと見込まれる施設(特別支援学校、病院、公衆便所)の用途を追加し、併せて物販店、ホテル、官庁施設、旅客施設の適用面積の引下げを行い、大型ベッドの設置促進に取り組んでいる。
- 今回もさらに同施設の適用面積の引下げを行う。

用途	現行規定	見直し案
特別支援学校、病院、保健所等の官庁署施設、旅客施設等	全て	変更なし
劇場、集会場、物販店、ホテル、体育館、遊戯場、博物館等	2000㎡以上	1000㎡以上
公衆便所	50㎡以上	変更なし

## 検討項目 2 整備基準の見直し【トイレ3】

### 要望・提案内容

#### 【要望】

多目的トイレの内部に音声誘導装置を設置。  
洗浄スイッチは、様々な形式があるので分かりやすい表示にすること。

#### 【背景】

便座、トイレトーパー、洗浄、手洗い場等の位置が分かりにくい。

#### 【現行基準】

手洗い場、便器等、便所内のレイアウトが分かる触知板を便所の出入口に掲示することが望ましい(県マニュアル)。

### 頂いたご意見

無し

## 検討項目 2 整備基準の見直し【トイレ3】

### 見直しの方向性

#### <事務局案>

- IoT(モノのインターネット)やDX(デジタルトランスフォーメーション)の技術を活用し、普及率が高いスマートフォンを利用した新たな方策を検討する。  
まずは、官公署施設で設置を行い、利用者や専門家の意見を取り入れながら進めていくよう検討する。
- 紙巻器、洗浄ボタン、呼出ボタンなどの操作機器の配置に関する事例紹介やJIS規格を分かりやすく記載し設計者へ啓発する。
- 音声案内装置**による操作機器の案内は、整備事例としてマニュアルに紹介する。まずは、官公署施設について整備を進める。(参考コスト20万円/台~)



≪整備事例≫  
音声案内装置 (国マニュアルより)

## 検討項目 2 整備基準の見直し【トイレ4】

### 要望・提案内容

#### 【要望】

広い施設では、多目的トイレは複数あるとよい。

#### 【背景】

近年、多目的トイレに機能が集中化しており、広い空間を必要とする車いす使用者トイレが円滑に使用することができない。

#### 【現行基準】

病院、劇場、集会所、物販店、保健所等の官公署施設、博物館等の特定用途で一定規模以上の建築物は、多目的便所とは別に男女別の便所がある場合はベビーベッド及びオストメイト用設備をそれぞれ男女別に1か所以上設ける(機能の分散化)。(前回の改正にて規定)

### 頂いたご意見

無し

## 検討項目 2 整備基準の見直し【トイレ4】

### 見直しの方向性

- 前回の改正で多目的トイレに集中する個別機能(ベビーベッド、オストメイト等)の分散化に取り組んだが、依然として利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が十分に円滑な利用ができているとは言えないので今回さらに個別機能の分散化を図る施設の適用面積の引下げを行う。
- さらに一般トイレ内にある便房について車いす使用者に配慮した程度の広さを確保するよう基準を新設する。

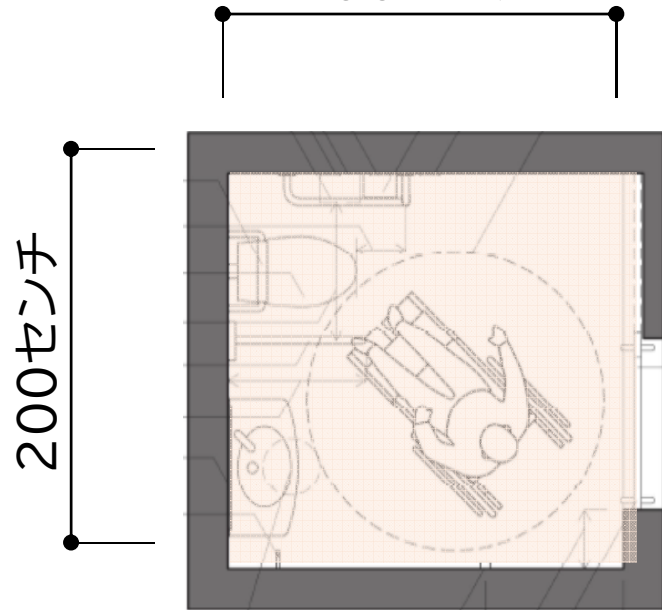
### <事務局案>

- 現行基準である車いす使用者用トイレとは別にベビーベッド及びオストメイト用設備をそれぞれ男女別のトイレがある場合は男女別に1か所以上設ける基準の適用面積の引下げを行う。
- さらに、上記トイレについては、車いす使用者が支障なく使用できる程度の広さとする事義務付ける。(車いす使用者用簡易型便房)(今回新規の内容)。

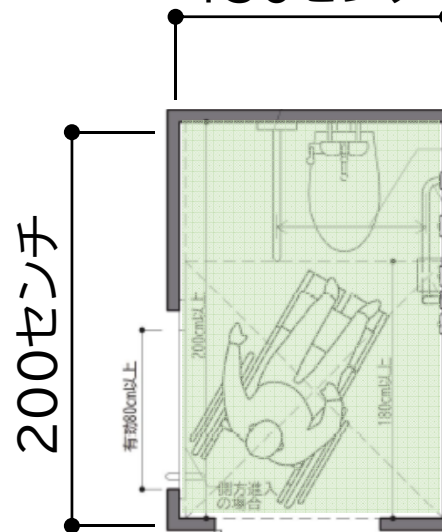
# 検討項目 2 整備基準の見直し【トイレ4】

## 参考図

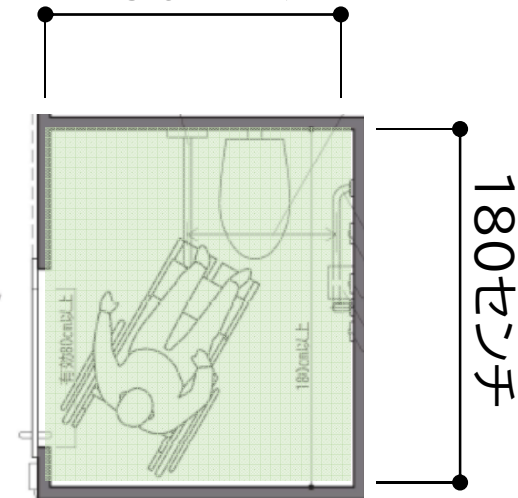
○車いす使用者用便房  
200センチ



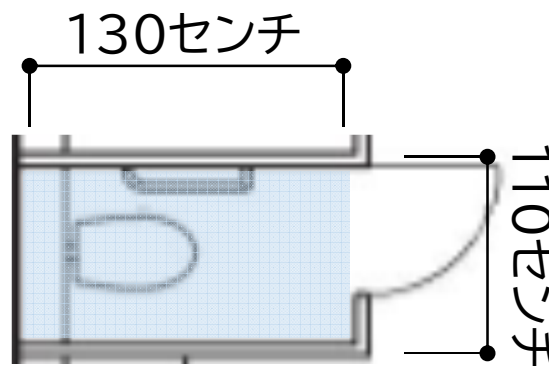
○車いす使用者用簡易型便房  
130センチ



150センチ



○一般便房(参考寸法)



(出典:国マニュアル)



## 検討項目 2 整備基準の見直し【トイレ4】

### 見直しの方向性

≪車いす使用者用トイレとは別に男女別の一般トイレがある場合、それぞれ1以上の便房にベビーベッド等を設置し、かつそれぞれ1以上の便房を車いす使用者用簡易型便房とする施設の適用面積の案≫

用途	現行規定	見直し案
病院	2000㎡以上	1000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演劇場	2000㎡以上	1000㎡以上
集会所、公会堂	2000㎡以上	1000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5000㎡以上	2000㎡以上
ホテル(宿泊者以外の利用がある場合)	5000㎡以上	2000㎡以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数が利用する官公署	全て	変更なし
公共体育館、ボーリング場、遊戯場	2000㎡以上	1000㎡以上
博物館、美術館、図書館	2000㎡以上	1000㎡以上
ターミナル	全て	変更なし

## 検討項目 2 整備基準の見直し【トイレ5】

### 要望・提案内容

#### 【要望】

オストメイト用簡易型設備は、膝をつけないと流せない。シャワーが冷水である。

#### 【背景】

改修等や小規模施設等の理由により専用汚物流しの設置が困難な場合にやむを得ずオストメイト用簡易型設備が採用されることがあるが、簡易型は、膝をつけないと流せない、シャワーが冷水などの問題がある。

#### 【現行基準】

無し

### 頂いたご意見

無し

## 検討項目 2 整備基準の見直し【トイレ5】

### 見直しの方向性

○機能分散化のため一般トイレに設ける場合や小規模な建築物の改修をする場合を除き、一定規模以上の場合はオストメイト用設備(オストメイト用簡易型設備ではなく)を設け利便性の向上を行う。

#### <事務局案>

○オストメイト用簡易型設備では、機能が足りないということではないが、一定規模(1000㎡以上。ただし、車いす使用者用簡易便房は除く)の場合は、「オストメイト用簡易型設備」ではなく「オストメイト用設備」を義務づける。

○また、オストメイト用簡易型設備の場合、床に膝をついて使用することもあるので「床の清掃状態やスペース等に配慮すべき」とし配慮事項として建築主、設計者に示す。

○オストメイト用設備の補助金があるので、これを使用して設備の設置を促進する。

《参考》新築の場合1か所あたり100万×1/2補助(最大50万円補助)

# 検討項目 2 整備基準の見直し【エレベーター】

## 要望・提案内容

### 【要望】

エレベーターにモニターを設置し、ボタン一つで警備員の顔を見ながら会話ができるようにすること。

### 【背景】

聞こえない・聞こえにくい人にとって非常時にどういった事象が発生したのか視覚的に把握できることが必要。

### 【現行基準】

官公署施設の全て及び2千㎡以上の車両ターミナル施設で案内設備の近くに設置が必要(前回の改正にて規定。エレベーターへの設置義務はなし)

## 頂いたご意見

(高塚委員)

- ・IoT(モノのインターネット)やDX(デジタルトランスフォーメーション)の技術を活用する方策とのことであるがエレベーター内に必要な機器を備え付けられるものが良い。
- ・スマートフォンを持たない人もいる。

## 検討項目 2 整備基準の見直し【エレベーター】

### 見直しの方向性

- トイレの検討と同様であるが地震などの広域な災害に係る情報伝達は、既に伝達される仕組みを提供しているが、建物内部に限定した火災情報などはカバーできない。
- 建築基準法が改正(H20年)され、地震時に最寄りの階への自動着床、外部への避難が可能となる安全装置(地震時管制運転装置)が義務化された。また、義務化はされていないが、火災時においても避難階への同様な安全技術(火災時管制運転機能)が確立されている。
- エレベーター内のモニター設置は、一般化されていないため設置費が高価であることや対応する警備員などの人的なソフト対応も求められるため建築主の負担が増大することが懸念される。
- 代替としてIoT(モノのインターネット)やDX(デジタルトランスフォーメーション)の技術を活用し、普及率が高いスマートフォンを利用した新たな方策を検討する。(全ての利用者がスマートフォンを利用していないが状況は改善)。また、タブレットは一般化しており安価であるためモニターとして活用し情報伝達が可能か併せて検討する。
- 特定の用途かつ一定規模以上の床面積については、IoTなどの技術の導入又は閉じ込め防止のため建築基準法上で義務化されていない火災時管制運転装置の設置のいずれかを義務付ける。

# 検討項目 2 整備基準の見直し【エレベーター】

## 見直しの方向性

### <事務局案>

○保健所等の官公署施設や大規模集客施設の用途施設に対し建築基準法上、適用されていない**火災時管制運転装置の設置を義務化**し、地震時と合わせて非常時の**閉じ込めの防止の向上**を図る。

○併せてエレベータードアに緊急時においてがご外の連絡等が可能となるようにガラス窓を設置すること配慮事項として設計者等へ周知する。

○IoT(モノのインターネット)やDX(デジタルトランスフォーメーション)の**技術**を活用し、普及率が高いスマートフォンを利用した新たな方策を検討する。(タブレットの活用した情報伝達設備を併せて検討)

### ≪火災時管制運転装置の設置基準の新設案≫

用途	現行規定	見直し案
特別支援学校、病院、劇場、集会場、物販店、ホテル、保健所等の官公署、体育館、遊戯場、博物館、車両停車場等	無し	3階かつ 2000㎡以上

## 検討項目 2 整備基準の見直し【出入口戸】

### 要望・提案内容

#### 【要望】

主たる出入口扉(屋外に面する出入口)の仕様は、用途別に規模要件があってもよいので、**自動ドア又は引き戸**にしてもらいたい。開き戸は、インターホンを併設でも可。

#### 【現行基準(移動等円滑化経路を構成する出入口)】

戸は自動開閉等(※1)で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差なし(※2)とする(令第18条第2項第2号ロ)。

※1・・・車いす使用者が通過できない構造の回り扉等としないこと。(引き戸を禁止しているわけではない)

※2・・・戸の前後に車いすの待機のための水平スペース(150センチ以上を設ける・・・法逐条解説より)

### 頂いたご意見

無し

# 検討項目 2 整備基準の見直し【出入口戸】

## 見直しの方向性

○官公署施設や高齢者、障がい者の利用が多いと見込まれる**特定の用途**かつ**一定規模以上の床面積に限り円滑に通過しやすい自動扉又は引き戸**を原則とする。

### <事務局案>

○**保健所等の官公署施設や500㎡以上の特定用途の施設**については、原則的に屋外からの主たる出入口については自動扉又は引き戸の整備を義務付けする規定を新設する。

○ただし、関係法令の規定により設置が困難と認められる場合は、インターホン設備等の設置を行うことで免除する。(防火戸など)

○自動扉又は引き戸(改修のみ)に使用できる補助金があるので、これを使用して設備の設置を促進する。

### 《参考の床面積》

・ガスト(鳥取南店、鳥取北店) 約300㎡ ・くら寿司 約410㎡  
・かっぱ寿司(倉吉店) 約480㎡ ・ユニクロ(倉吉店) 約832㎡

《参考》改修の場合1か所あたり160万×2/3補助(最大106万円補助)



## 検討項目 2 整備基準の見直し【出入口戸】

### 見直しの方向性

《主たる出入扉の仕様を自動扉又は引き戸とする面積(新設案)》

用途	適用面積案
特別支援学校	全て
病院	全て
診療所	全て
劇場、映画館、演劇場、集会所	500㎡以上
展示場	500㎡以上
百貨店、マーケットなど物品販売業を営む店舗	500㎡以上
ホテル	500㎡以上
保健所等など官公署施設	全て
老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設など	500㎡以上

## 検討項目 2 整備基準の見直し【出入口戸】

### 見直しの方向性

《主たる出入扉の仕様を自動扉又は引き戸とする面積(新設案)》

用途	適用面積案
一般体育館	500㎡以上
遊技場	500㎡以上
博物館、美術館、図書館	500㎡以上
公衆浴場	500㎡以上
飲食店、理美容店、郵便局、銀行	500㎡以上
クリーニング店	500㎡以上
車両ターミナル	全て

# 検討項目 2整備基準の見直し【点字ブロック1】

## 要望・提案内容

### 【提案】

○前回の改正において歩道に誘導ブロックが既に敷設している場合で新たに敷地内に誘導ブロックを敷設する際は、当該歩道誘導ブロックと接続することとして改正したが、さらに促進を進めては如何か。

### 【現行基準】

○法で視覚障害者円滑化経路を求めている特別特定用途に対し整備の対象としている範囲は、敷地内(敷地境界線)であるが、前回の改正において、歩道に誘導ブロックが敷設している場合は、誘導ブロックの連続性を義務化し安全性の向上を図った。

## 頂いたご意見

無し

# 検討項目 2 整備基準の見直し【点字ブロック1】

## 見直しの方向性

○視覚障がい者等についてさらに移動上及び施設の利用上の利便性の向上の促進を図るため前回の改正に引続き**現行基準の段階的な引下げを行う。**

○現行の視覚障害者移動等円滑化経路(誘導ブロックの敷設義務の適用)基準まで引下げ。

≪既存誘導ブロックと接続する面積の引下げ案≫

用途	現行規定	見直し案
特別支援学校	1000㎡以上	全て
病院	全て	変更なし
診療所	100㎡以上	変更なし
劇場、映画館、演劇場、集会所	1000㎡以上	全て
展示場	1000㎡以上	500㎡以上
百貨店、マーケットなど物品販売業を営む店舗	1000㎡以上	100㎡以上
ホテル	1000㎡以上	200㎡かつ10室以上
保健所等など官公署施設	全て	変更なし

# 検討項目 2 整備基準の見直し【点字ブロック1】

## 見直しの方向性

《既存誘導ブロックと接続する面積の引下げ案》

用途	現行規定	見直し案
老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設など	1000㎡以上	全て
一般体育館	1000㎡以上	全て
遊技場	1000㎡以上	変更なし
博物館、美術館、図書館	1000㎡以上	全て
公衆浴場	1000㎡以上	500㎡以上
飲食店、理美容店、郵便局、銀行	1000㎡以上	100㎡以上
クリーニング店	1000㎡以上	50㎡以上
車両ターミナル	全て	変更なし
自動車停留又は駐車場	1000㎡以上	変更なし
公衆便所	50㎡以上	全て
公共用歩道	1000㎡以上	変更なし
複合用途建築物	1000㎡以上	変更なし

## 検討項目2 整備基準の見直し【駐車場】

### 要望・提案内容

#### 【要望】

UDタクシーや福祉車両を利用者や運転者が雨や雪を避けて乗車できるように屋根があるとよい。

#### 【背景】

—

#### 【現行基準】

前回の改正において全ての官公署施設や5千㎡を超える特定の用途の建築物については、乗降の際の降雪の影響を少なくできる屋根を設けることとした。(条例第18条の2第2項)

### 頂いたご意見

無し

## 検討項目2 整備基準の見直し【駐車場】

### 見直しの方向性

○さらに移動上の及び施設の利用上の利便性の向上の促進を図るため前回の改正に引続き現行基準の段階的な引下げを行う。

#### <事務局案>

○現行の適用基準を以下のとおり引下げする。

○車いす使用者用駐車場に使用できる補助金があるので、これを使用して施設の設置を促進する。

《車いす使用者用駐車場に屋根を設置する面積の引下げ案》

用途	現行規定	見直し案
保健所、税務署その他の不特定かつ多数が利用する官公署	全て	変更なし
公衆便所	50㎡以上	変更なし
その他の特別特定建築物(条例で指定している全ての特別特定施設)	5000㎡以上	2000㎡以上

《参考》改修の場合1か所あたり300万×2/3補助(最大133万円補助)

## 検討項目 2 整備基準の見直し【その他1】

### 要望・提案内容

#### 【要望】

店内(物品販売業、飲食店など)は、段差なし若しくは段差を解消する構造とすること。

#### 【現行基準】

無し(利用居室の内部についてはバリアフリー法の適用外)

### 頂いたご意見

無し



## 検討項目 2 整備基準の見直し【その他1】

### 見直しの方向性

- 改正障害者差別解消法により今後さらなるバリアフリー化が求められる状況である。
- 物品販売店、飲食店、診療所等の日常の利便施設については、より移動上及び施設の利用上の利便性の促進をする必要がある。

#### <事務局案>

- 店舗内及び通路(利用居室)には原則として段を設けないこととし条例において努力義務化を明記する。
- 通路に段を設ける場合においても、車いす使用者が安全に昇降できる幅員や形状とする。
- 床の仕上げは、滑りにくいものとする。

## 検討項目 2 整備基準の見直し【その他2】

### 要望・提案内容

#### 【提案】

福祉のまちづくりの推進に向けた協議は、より住民に身近な市町村において進めるべきであり協議会の設置について努力義務として規定する。

#### 【現行基準】

無し

### 頂いたご意見

無し

### 見直しの方向性

#### <事務局案>

○条例には、市町村協議会を設置して、福祉のまちづくりの取り組みを促進することを規定する。

# 委員会で審議する検討内容

## 検討1 バリアフリー化の推進(適合率の向上)

- ・平成28年の条例改正では、適合率70%を目標に掲げて見直しを行ったが、達成できてない。

適合率 60%(H21~H25) ⇒ 61%(H28~R2)

## 検討2 整備基準の見直し

- ・施設利用者、施設提供者、設計者等の提案への対応
- ・多目的トイレの機能分散化の促進、屋根付き駐車場の普及促進

## 検討3 弱視(ロービジョン)者への配慮

- ・見えづらさに配慮した施設整備を促進

## 検討4 既存建築物の利活用の推進

- ・空き家、空きビルの増加・老朽化が、景観を阻害し、地域の価値を引き下げている
- ・空き家等の利活用とバリアフリー化推進を両立させる検証が必要

# 検討項目 3 弱視(ロービジョン)者への配慮

## 要望・提案内容

### 【提案】

- ①同系色だと、トイレ便房・ブース位置、洗面台とボール位置、点字ブロック、下り階段と床が認識しにくい。ロービジョンに対応した整備基準の規定して欲しい。
- ②スロープの色は、明度差等により前後の廊下等との差を設け識別できるものとしているが、スロープ全面について差を設けるのか又はスロープ前後の一部について差を設ければ足りるか。
- ③点字ブロックは、図やイラストはあるが色については周知が不足しているので写真での事例があれば分かりやすい。
- ④点字ブロックは黄色を原則とするのがどうか一考願いたい。特に下り階段は転落の危険性が高いので大きくしっかり目立つ色がよい。
- ⑤専門家のアドバイスを受けられる仕組みや補助の検討が必要。

# 検討項目 3 弱視(ロービジョン)者への配慮

## 要望・提案内容

### 【現行基準】

- ①無し(傾斜路、階段、標識、誘導ブロックの識別への配慮について有り)
- ②傾斜路は、その前後の廊下等との色の明度、色相、彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。(令第13条第1項第3号)
- ④マニュアルにおいて「黄色を基本とし、他の床材との変化をつける」と記載している。
- ③⑤無し

## 頂いたご意見

(西尾恵委員)段鼻や幅木などの色を変える等視認性を向上させるアクセントをつけて欲しい。意匠性を損なう整備を求めているわけではない。コントラストの数値化が困難であればマークやサイン、図、写真などのサンプル冊子があればよい。

(前田委員)非常に良い取り組み。公共施設で統一的なデザインを示して、民間に浸透させる方法が良いと思う。専門家のアドバイスができる仕組みや補助の検討が必要。

# 検討項目 3 弱視(ロービジョン)者への配慮

## 見直しの方向性

### ①について

○色が識別しにくいロービジョンを想定し、明度、彩度その他、輝度比(コントラスト)に配慮した色彩計画の作成を促進し、各部位が識別しやすいものとする。

○視覚障がい者、ロービジョンにとって識別しやすい参考例をマニュアルにまとめる。

○色彩計画を担保するため工事完成時において計測器を使用する確認方法を検討する。

### ②傾斜路の存在を認識できる計画であれば、スロープの上部・下部に一定幅のラインを設置する色彩計画で支障ないことをマニュアルに追記する。

### ③提案のとおり配慮すべき色の面について設計者等に周知するため写真をマニュアルに追記する。

### ④国のマニュアルや一部の県において輝度比を使用した基準を設けているので同様の基準をマニュアルに追記する。(誘導ブロックと道路との輝度比、階段と段鼻との輝度比を少なくとも2.0以上確保)

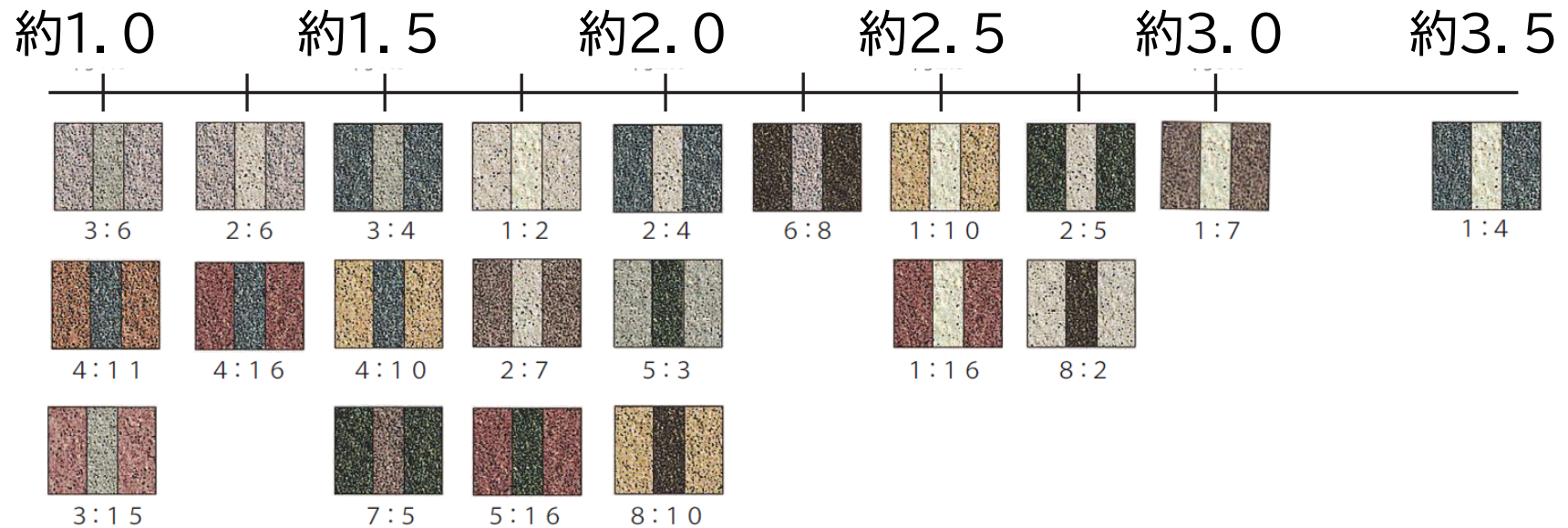
### ⑤施設整備にあたり助言するアドバイザーを養成し派遣する仕組みづくりを検討する。

# 検討項目 3 弱視(ロービジョン)者への配慮

## 整備事例

### ①誘導ブロックの輝度比(コントラスト)イメージ

輝度比



出典:視認性と輝度比の関連について(リクシル)

# 検討項目 3 弱視(ロービジョン)者への配慮

## 整備事例

### ②床と壁との境界を強調した例

- ・ 壁際の床の色を濃くしたボーダーデザイン
- ・ 利用居室の入口がある部分に白アクセント



出典:鹿島建設HP



# 検討項目 3 弱視(ロービジョン)者への配慮

## 整備事例

### ③トイレ整備事例

- ・便器と壁や汚垂石のコントラスト比が高い例



出典:共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究報告書(国土交通省)

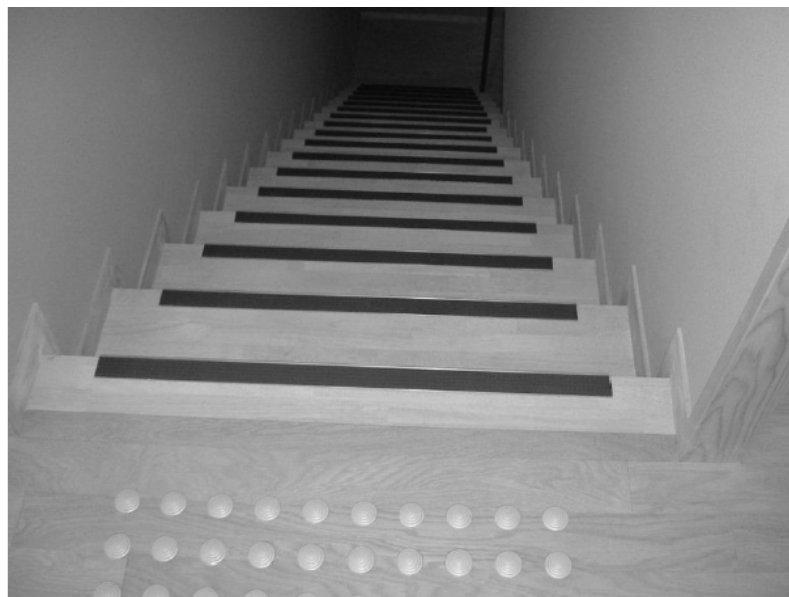
# 検討項目 3 弱視(ロービジョン)者への配慮

## 整備事例

- ④サイン計画  
コントラストをつけた計画



- ⑤階段段鼻整備事例  
段鼻と周囲と識別しやすい色とした例



出典:④鹿島建設HP

⑤石川県福祉バリアフリー社会の推進に関する条例施設整備の手引き

# 委員会で審議する検討内容

## 検討1 バリアフリー化の推進(適合率の向上)

- ・平成28年の条例改正では、適合率70%を目標に掲げて見直しを行ったが、達成できてない。  
適合率 60%(H21~H25) ⇒ 61%(H28~R2)

## 検討2 整備基準の見直し

- ・施設利用者、施設提供者、設計者等の提案への対応
- ・多目的トイレの機能分散化の促進、屋根付き駐車場の普及促進

## 検討3 弱視(ロービジョン)者への配慮

- ・見えづらさに配慮した施設整備を促進

## 検討4 既存建築物の利活用の推進

- ・空き家、空きビルの増加・老朽化が、景観を阻害し、地域の価値を引き下げている
- ・空き家等の利活用とバリアフリー化推進を両立させる検証が必要

# 検討項目 4 既存建築物の利活用の推進

## 要望・提案内容

### 【提案】

- 空き家、空きビルの増加・老朽化が景観を阻害し、地域の価値が低下している。
- 既存建築物の利活用とバリアフリーの推進の両立ができないか。
- 空きビルは、200㎡未満しか活用されず、上層部が放置されている。
- 不適用認定が活用されていない。

### 【現行基準】

- 200㎡未満の用途変更では、階段又は段の設置、廊下寸法等、傾斜路寸法・勾配等、敷地内通路寸法等及び主たる出入口等の寸法の幅の適用を除外している。
- 大改修が必要となるなどやむを得ない理由があると知事が認める場合は、条例の全部又は一部を適用除外にできる。(不適用認定)

## 頂いたご意見

(前田委員)耐震改修には莫大なコストが必要。空き家、空きビルは解体するほうが現実的。日本の古民家をバリアフリー化するのは如何か。

# 検討項目 4 既存建築物の利活用の推進

## 頂いたご意見

- (松浦委員)空き家、空きビルは文化的価値のある建物も多い。まちづくりの観点が必要。
- (光岡オブ)既存建築物のバリアフリー化(特に出入口の緩和)が進むように補助金を充実させる。
- (西尾浩委員)中心市街地は、空き店舗が増大し利便性や魅力が低下している。中心市街地に資する取組という条件を付して緩和の適応をしては。
- (尾坂委員)小規模な老人ホームは住宅改修が多い。バリアフリー改修に制限が多いので介助者が寄り添う場合は適用を免除しては如何か。
- (畑山委員)県外の人を募集し、農業や商売をしたい人を受け入れれば活性化につながるのでは。

## 見直しの方向性

- 本県の空き家の総数は増え続けており平成30年度の住宅土地統計調査では、総住宅数の15%と6~7軒に1軒は空き家であり喫緊の課題である。
- 空き家を飲食店や福祉施設などに用途変更する場合は、原則的に耐震基準への適合は免除されるが、バリアフリー法の適合義務が生じる。

# 検討項目 4 既存建築物の利活用の推進

## 見直しの方向性

○前回の改正で一定の緩和を実施したが、さらなる利活用の促進には建築主に過度の負担にならないように面積規模に見合う形でのバリアフリー化の確保と緩和基準の簡素化が必要と思われる。

### <事務局案>

○以下の案について委員のご意見を伺いたい。

- ・床面積500㎡(住宅用途はほぼ全て。共同住宅2階建て2LDK8室程度)未満の建築物は、エレベーターの設置を免除。(現行制度は、同じサービスが地上階で提供可能であれば500㎡未満に限り直上階、直下階へのエレベーターの設置は免除。また、用途変更に限り200㎡未満に限りエレベーターの設置は無条件に免除。)
- ・200㎡未満の緩和された建築物についても敷地内通路や出入口、玄関部分の段差については、脱着式のスロープなどの装置でバリアフリー化を促進するよう事業者及び設計者等へ周知する。

# 検討項目 4 既存建築物の利活用の推進

## 見直しの方向性

工事種別	0㎡～200㎡未満	200㎡以上～ 500㎡未満	500㎡以上
新築、増築、 改築	直上階、直下階と同じサービスが地上階で提供可能であれば500㎡未満に限りのエレベーターの設置は免除		緩和なし
用途変更	<p>エレベーターの設置は無条件に免除</p> <p>階段又は段の設置、廊下寸法等、傾斜路寸法・勾配等、敷地内通路寸法等及び主たる出入口及びトイレの入り口の寸法の幅の適用を除外</p> <p>(新規)脱着式のスロープなどの装置でバリアフリー化へ配慮するよう周知する。</p>	<p>(新規) エレベーターの設置を500㎡未満まで拡大</p>	
			<p>※ただし、増築、改築、用途変更については例外として緩和の認定制度がある</p>

# 検討項目 提案に対する対応【その他ご意見】

意見の内容	回答
(高塚委員)パブリックコメントについて聞こえない人の中には文を書くことが苦手な人もいるので手話言語で意見を出せるような配慮をしてほしい。	お手数をお掛けしますが、手話が理解できる方とご意見を聞き取るなど個別に相談に応じたいと思います。
(高塚委員)銀行ATMで機械が故障したりホテル等のバス・トイレで体調不良時など「聞こえない・聞こえにくい」人は緊急電話が利用できない。	銀行ATMは、法の適用対象外であるため整備基準を設定するのは困難と考えます。対応策について関係団体の意見を聞きながらマニュアルに記載し啓発を図ります。 ホテルについては、タブレットの貸し出しなど電話以外の情報伝達設備の事例があります。
(天野委員)兵庫県で先進的な取組をしていたので参考にしては。	視覚障がい者が道路を通行する際に白杖が溝にあたり交差点であることが認識できる例や車道と歩道の段差の解消などマニュアルに追記し事例の紹介として啓発を図ります。



# 検討項目 提案に対する対応【その他ご意見】

意見の内容	回答
<p>(朝野委員)心のバリアフリーに関連して県民の意識啓発の推進の周知に関する施策や予定は。</p>	<p>バリアフリーに関する意識向上や広報活動に関する最近の実績は別紙のとおりです。</p>
<p>(岡委員)バリアフリー推進月間等を設定すればバリアフリー化が進むのでは。</p>	<p>○令和2年6月に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項が追加となり、国及び市町村においては基本方針等に基づき取組が進められることとなりました。</p> <p>○本県においても、心のバリアフリーの推進に関して、別紙のとおり県民の意識啓発を呼びかけるための取組を実施してきているところであり、バリアフリー推進強化月間(週間)等の設定については、国及び市町村の取組と連携した取組となるよう、今後検討していくことします。</p>

# 検討項目 提案に対する対応【その他ご意見】

意見の内容	回答
<p>(光岡オブ)知的や発達等に障がいをもつ方々にとってのまちづくりについて、どのような設備、手立てが必要なのか当事者、家族団体のニーズを聞き取り反映させる。</p>	<p>【鳥取県自閉症協会】 トイレに関する意見が多く、音・光・においなど敏感な方や介護をする立場に配慮した施設づくりへの要望を頂いた。マニュアルへの記載に向けて引続き協議を進める予定です。</p> <p>【鳥取県手をつなぐ育英会】 設備が良くなっても利用者側のマナーが悪ければ意味が無い。多目的トイレや車いす駐車場の利用に関するマナー向上のさらなる啓発についてご意見を頂いた。また、ピクトサインにはひらがなを併記するなど分かりやすい表示方法について引続き協議を進める予定です。</p>

# 専門委員会における審議内容

回数	時期	内容
第1回	令和3年7月	見直しの方向、課題の整理と対応方針など
第2回	令和3年8月	条例、マニュアル等への反映案 支援制度の拡充案
第3回	令和3年10月	条例、マニュアル、支援制度の改正案の提示

# 推進協議会への報告

回数	時期	内容
第1回	令和3年11月	パブリックコメント後の条例改正案の承認

# 条例改正スケジュール(案)

年度	令和3年度											令和4年度			
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	~	10	
条例	分析・課題整理		整備基準検討		条例案作成			パブコメ	条例案修正	●条例案付議	2月議会	●条例公布	条例説明会		●条例施行
知事議会				知事協議●●		議会報告						← 周知期間 →			
専門委員会			●第1回見直しの方向	●第2回反映案説明	●第3回改正案提示										
推進協議会		●専門委員指名通知					●協議会報告								